

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年3月6日
【会社名】	株式会社Q P Sホールディングス
【英訳名】	QPS Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長C E O 大西 俊輔
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号
【電話番号】	092-751-3446
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 三輪 洋之介
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号
【電話番号】	092-751-3446
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 三輪 洋之介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当15,242,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式（以下「本株式」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月6日開催の取締役会決議にてその発行を決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	7,300,000株	15,242,400,000	7,621,200,000
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	7,300,000株	15,242,400,000	7,621,200,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,088	1,044	100株	2026年3月23日（月）	—	2026年3月23日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、スカパーJ S A T株式会社（以下「スカパーJ S A T」といいます。）、株式会社ミツウロコグループホールディングス（以下「ミツウロコグループホールディングス」といいます。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上火災保険」といい、スカパーJ S A T及びミツウロコグループホールディングスとあわせて「割当予定先」と総称します。）との間で本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当に係る割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社Q P Sホールディングス 管理部	福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 天神町支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目11番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
15,242,400,000	20,000,000	15,222,400,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額15,222百万円は、次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
小型SAR衛星に関する設備投資（製造及び打上費用等）	15,222	2026年12月～2029年8月

（注） 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定であります。

上記表中及び注記に記載した資金使途の詳細については、以下のとおりです。

当社及び当社子会社の株式会社Q P S研究所（以下「Q P S研究所」といいます。）は、2028年5月期中に24機、その後早期に36機体制の小型合成開口レーダー（以下「SAR※1」といいます。）衛星による衛星コンステレーション※2を構築すべく取り組んでおります。Q P S研究所における設備投資の大部分は、人工衛星の製造、打上費用等であり、年間6機～10機の衛星を製造し、順次打上げていく為の資金が必要となります。衛星の経済耐用年数は、充放電を繰り返す充電池の劣化や放射線による電気回路の劣化等を考慮し、5年と見積もられている為に、衛星コンステレーションの機数を維持する為には継続的な打上が必要となります。

一方で、当社を取り巻く事業環境としては、内閣府の宇宙基本計画工程表において、防災、安全保障、リモートセンシング等への利用に加え、商業化の加速を目指し、実証事業を推進することが記載されているように、引き続き安全保障、防災など、国内官公庁を中心に、SAR衛星データの需要は高まりを見せております。更には、海外や民間企業からの引き合いや実証試験も進んでおり、広範囲に存在するインフラ管理、保険会社における損害調査等への活用など、大きな潜在需要が見込まれています。36機体制が実現すると、準リアルタイム観測できることとなり、少数の衛星での運用と比較して、より多くの観測ニーズに応えられる付加価値の高いサービスが提供できるようになります。従って、確実かつ早期に36機のコンステレーション構築を実現させることが肝要です。Q P S研究所は11の金融機関との間で2026年1月30日付でみずほ銀行が組成するシンジケートローン契約（総額62億円）を締結し、また、2024年11月29日付で国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」といいます。）宇宙戦略基金からはQ P S研究所の小型SAR衛星の量産加速化及び競争優位性確立に向けた機能強化に対し、支援上限額総額212億円の技術開発課題として採択され、支援の対象とする決定がなされています（但し、今後複数回にわたって実施される見込みのステージゲート審査※3の結果によっては変動することがあります。）が、JAXA宇宙戦略基金は小型SAR衛星の製造及び打上費用のうち1／3部分については対象とならず、また同様に打上保険、労務費などについても対象とならないことから、これらの資金では36機体制構築に向けた必要資金の全てを賄うことはできません。そのため、本第三者割当による本株式の発行により調達する資金を、今後の小型SAR衛星の製造及び打上にかかる費用の主要部分に充当する計画です。即ち、25号機～38号機までの製造・打上費用等のうち、JAXA宇宙戦略基金が対象としない部分に充当します。本第三者割当による調達資金を充当する25号機～38号機を含む39号機までの、現在における具体的な設備投資予定は以下のとおりです。

設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了年月日	
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
小型SAR衛星 25-27号機	6,086	31	自己資金、増資資金及び銀行借入	2026年6月	2027年11月
小型SAR衛星 28-30号機	6,114	30	自己資金、増資資金及び銀行借入	2026年12月	2028年2月
小型SAR衛星 31-33号機	6,782	0	自己資金、増資資金及び銀行借入	2027年6月	2028年9月
小型SAR衛星 34-36号機	6,051	0	自己資金、増資資金及び銀行借入	2027年12月	2029年1月
小型SAR衛星 37-39号機	6,782	0	自己資金、増資資金及び銀行借入	2028年6月	2029年8月

なお、当社が2025年1月30日に発行した第8回新株予約権については、同年4月25日に行使が完了しており、これにより約8,023百万円の資金を調達することができておりますが、当初予定していた調達額には満たず、当社が目指す36機体制には十分ではないと考えております。第8回新株予約権による資金調達の概要及び調達した資金の充当状況は以下のとおりです。

払込期日	2025年1月30日
発行新株予約権数	92,800個
現時点における調達した資金の額	8,023百万円
発行時における当初の資金使途	① 小型SAR衛星に係る設備資金（製造及び打上げ費用等） ② 新研究開発拠点（Q-SIP）の試験・研究開発設備に係る設備資金 ③ 衛星の競争優位性確立に向けた機能強化に係る費用
発行時における支出予定時期	① 2025年1月～2028年5月に10,201百万円 ② 2025年1月～2026年6月に330百万円 ③ 2025年1月～2027年6月に340百万円
変更後の資金使途及び支出予定時期	① 2025年1月～2028年1月に7,693百万円 ② 2025年1月～2026年6月に330百万円
現時点における充当状況	① 2,228百万円を充当 ② 324百万円を充当

※1：Synthetic Aperture Radarの略で、「合成開口レーダー」とも言い、衛星に搭載して宇宙空間を移動することで仮想的に大きな開口面として働くレーダーです。SAR衛星では衛星自身が電波を発射し、反射した電波を受信して対象物を観測します。

※2：複数（数十機～数万機）の人工衛星を協調して一体的に動作させることによって、高度な価値を提供するシステムのことです。地球全体をカバーできるため、通信サービスや地球観測（リモートセンシング）サービスを効率的に実現できます。

※3：採択された技術開発プロジェクトを2～3年目などの節目で評価し、事業の継続・中止、又は支援内容の変更（追加支援など）を決定する仕組みをいいます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要****① スカパーJ S A T**

(1) 名称	スカパーJ S A T株式会社
(2) 本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目8番1号
(3) 代表者の役職及び氏名	代表取締役 執行役員社長 米倉 英一
(4) 資本金	500億83百万円
(5) 事業の内容	宇宙事業、メディア事業
(6) 主たる出資者及びその出資比率	株式会社スカパーJ S A Tホールディングス 100%

(注) 2026年3月6日現在のものです。

② ミツウロコグループホールディングス

(1) 名称	株式会社ミツウロコグループホールディングス
(2) 本店の所在地	東京都中央区京橋三丁目1番1号
(3) 直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第116期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第117期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月12日関東財務局長に提出

(注) 2026年3月6日現在のものです。

③ 三井住友海上火災保険

(1) 名称	三井住友海上火災保険株式会社
(2) 本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
(3) 直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第108期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第109期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年12月19日関東財務局長に提出

(注) 2026年3月6日現在のものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係**① スカパーJ S A T**

割当予定先との出資関係	当社普通株式2,857,000株を保有しています。(2025年12月1日現在)
割当予定先との人事関係	Q P S研究所に数名の出向社員がおります。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	当社から画像販売及び衛星管制の委託をしています。

(注) 特記しているものを除き、2026年3月6日現在のものです。

② ミツウロコグループホールディングス

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 2026年3月6日現在のものであります。

③ 三井住友海上火災保険

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	Q P S研究所が製造する小型SAR衛星に係る各種保険契約での取引関係があります。

（注） 2026年3月6日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

Q P S研究所は、2005年6月、九州に宇宙産業を根付かせることを目的として設立されました。創業者は、ロケット及び大型通信衛星の開発経験を有し、九州大学において学生や地元企業とともに小型衛星開発を推進していた九州大学名誉教授の八坂哲雄、無人航空機分野の研究に従事していた同大学名誉教授の櫻井晃、並びに三菱重工株式会社でロケット開発に携わった舩越国弘の3名です。2013年10月に、創業者の志を受け継ぐために現代表取締役社長CEOの大西俊輔が入社し、2014年4月に代表取締役社長に就任しました。その後、自社による衛星開発プロジェクトを開始し、2017年にシリーズAラウンドにおいて23.5億円の資金調達を実施しました。2019年12月には、SAR衛星QPS-SAR 1号機「イザナギ」（実証試験機）の打上げに成功し、2021年5月には2号機「イザナミ」により、分解能※170cm（当時、民間SAR衛星として国内最高）の高精細観測画像データの取得に成功しました。これらの実証成果を踏まえ、3号機以降は商用機として設計・性能の改良を重ねた結果、画像の画質向上に加え分解能46cmを実現しました。これにより、QPS-SARの競争力は一層強化され、量産及び継続的な打上げを推進してまいりました。2022年10月に打上げられたイブシロン6号機の失敗により、3号機及び4号機は消失しましたが、その後の打上げは全て成功しており、現在は9機の商用衛星を運用しています。これにより、画像データ販売事業は本格的な事業化フェーズに入っています。今後は、2028年5月期末までに24機、将来的には36機の小型SAR衛星によるコンステレーションを構築する計画です。これにより、地球上の大半の任意地点を平均10分間隔で観測、又は特定地域を平均10分ごとに定点観測可能とする「準リアルタイム観測※2」の実現を目指しています。

人工衛星による地球観測データの取得において現在主流となっている光学衛星は、地球から反射する太陽光を光学カメラやセンサーによって観測するため、夜間や悪天候時には観測データの取得が著しく制限されます。当社ではこのような制限の無い、小型SAR衛星の開発・製造及び運用を行い、取得した地球観測画像データの提供を主な事業としております。また、当社の100kg級小型SAR衛星は、Q P S研究所が特許を保有する展開式パラボラアンテナを搭載しております。軽量かつ大口径のアンテナを搭載することで、従来トレードオフの関係にあった小型化と高分解能の両立を実現しており、高い競争優位性を有しております。

Q P S研究所の事業が臨むSAR衛星関連市場においては、現在、他の6社と落札した防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」や内閣府の「宇宙開発利用加速化戦略プログラム（スターダストプログラム）」内の「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の採択等、国防・安全保障に関する分野での引き合いが大変強く、またインフラ管理、災害対応、保険、環境監視、農業、漁業等、民間においても幅広い業界での活用が見込まれております。また、海外においても諸外国監視等の重要性は近年急速に高まっており、SAR画像データの需要拡大が想定されております。このような需要を確実に取り込み、収益化モデルの構築や商品開発を進めていくには、各分野において核となる戦略的なパートナーとの綿密な協議が重要であり、各方面との協議を進めているところです。

また供給体制整備の面からは、これらの需要を前述の36機コンステレーションを構築した上で、しっかりと収益化し、事業を成長軌道に乗せていく為に、年間10機の製造能力を有効に活用して、衛星製造費用として約5億円、打上費用として約10～15億円と見込まれる投資を継続的に行っていくことが重要です。打上費用に関しては、均等な間隔での画像提供や衛星の運用期間を考慮すると、衛星の正確な軌道投入が可能な専用便による打上げが必要となることが多く、当初計画していたほどは相乗便の打上げを行わない可能性が高いと思われ、結果として打上費用が増加する傾向もあります。

現在Q P S研究所は、J A X Aによって設置された宇宙戦略基金における技術開発テーマ「小型SAR衛星の量産加速化及び競争優位性確立に向けた機能強化」に基づく補助金が、2024年11月に上限212億円で採択され、うち84億円の交付決定を2025年3月に頂いたこと、2025年1月にSMBC日興証券株式会社に割り当てた新株予約権により約80億円の資金調達を実施したことなどを通じて、2026年5月期上半期末時点で、約80億円の現預金を保有しております。安定的な財務基盤を維持している一方で、同期の業績は売上高約9億円、当期利益マイナス2億円であり、供給体制構築の為に投資が先行し償却負担が重くなっている状況です。これらの状況を踏まえて、2030年には36機のコンステレーションを構築することを目的として、衛星製造及び打上費用等に充当すべく本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うにあたり、当社は、下記「(2) 本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、その一つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりましたが、市場環境や事業進捗に鑑み、早期に36機体制の土台を築くこと、将来の民間におけるSAR衛星データの収益モデルを構築するために、多様な視点で協力関係を築ける事業会社パートナーとして、スカパーJ S A T、ミツウロコグループホールディングス及び三井住友海上火災保険の3社向けに第三者割当を実施することと致しました。割当予定先の選定過程は以下のとおりです。

① スカパーJ S A T

スカパーJ S A TとQ P S研究所は、2021年11月に業務提携契約を締結し、販売代理店、衛星運用支援、画像処理など多面的に協業しております。2025年6月、スカパーJ S A Tより当社に対し、既存の業務提携関係をさらに強化し、中長期的なパートナーシップを強固なものとするべく資本参加の打診がありました。また、今回の資金調達の詳細を検討する中で、2025年12月に当社より具体案を提案し、更なる協議の結果、業務提携関係を強化することが、両社のシナジー創出及び企業価値向上に資するとの結論に達しました。昨年末の防衛省向け衛星コンステレーションの整備・運営等事業の落札における協働も踏まえ、今後より一層の連携強化を進め、同社のスペースインテリジェンス事業※3が展開するマルチセンサー100機で広げる「見える力」にSAR衛星画像提供者として参画することで両社の事業拡大を目指します。

② ミツウロコグループホールディングス

今回の資金調達を第三者割当増資とする方針とした2025年8月、Q P S研究所の事業成長に資する割当先を広く模索している中で、1886年の創業以来、エネルギー、電力、フーズ、リビング&ウェルネスなど幅広い事業展開を行うミツウロコグループホールディングスは、同社の保有するインフラ設備の監視等に小型SAR衛星の利用可能性を検討し得ると考え、Q P S研究所よりミツウロコグループホールディングスに打診を行いました。その結果、ミツウロコグループホールディングスからも、同社事業戦略に沿ったシナジーを追求できる可能性があるとして賛同を得ることができました。ミツウロコグループホールディングスとの間では、環境への貢献、地域社会への貢献、安全及び災害対策の強化を視野に、新しいビジネスモデルやエンドユーザー向けサービスの可能性を模索していく方向で協議を開始することを口頭により合意をしております。

③ 三井住友海上火災保険

Q P S研究所が製造する小型SAR衛星に係る各種保険での取引関係がある三井住友海上火災保険とは、以前より双方の企業価値向上を目指した資本提携についての話し合いが為されていたところ、今回の資金調達を第三者割当増資とする方針とした2025年11月、Q P S研究所の取締役より三井住友海上火災保険の執行役員に打診を行いました。その結果、三井住友海上火災保険からも、同社事業戦略に沿うシナジー追求の可能性が考えうるとの賛同を得ることができました。現在進行している福岡県久留米市での実証実験※4などを進めて、災害時の被害状況を把握する能力向上といった保険事業の高度化や、新たな商品・サービスの共同開発の検討を進めていきます。

これらの関係を踏まえ、事業会社3社からの増資を受け入れることとしました。

今回調達する資金に関しましては、小型SAR衛星の製造及び打上費用等に充当する予定であり、具体的には、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。なお、本第三者割当により調達する資金の支出予定時期は2026年12月頃と現在から8ヶ月程先ではありますが、資金が必要な時期に必要な金額が即時に調達できるとは限らないこと、及び各割当予定先との協業を早期に進めることによるメリットや各割当予定先が希望する時期を踏まえてこの時期に本第三者割当を実施することを決定いたしました。当社は、本第三者割当に基づく資金調達により、衛星コンステレーションの構築を着実に推進することで一層の企業価値向上を実現し、既存株主をはじめとするステークホルダーの利益拡大に努めてまいります。

※1：分解能とは、地球観測衛星に載せられたセンサーが、地上の物体をどれくらいの大きさまで見分けることができるかを表す言葉です。分解能が高いほど、地上の細かい様子を観測するのに優れているということになります。分解能の単位は、長さです。例えば、分解能が1mのセンサーでは、1m以上の大きさの物体を見分けることができるということになります。

※2：当社のサービスでは、地球上のほぼどこでも任意の地点を平均10～20分間隔で観測すること又は特定の地域を選んで平均10分ごとに定点観測することを「準リアルタイム」と定義しております。

※３：地球観測衛星から取得した光学・SAR・熱赤外などの多様なデータを解析し、幅広い分野での意思決定を支援するソリューションを提供する事業です。

※４：Q P S研究所、三井住友海上火災保険、積水樹脂株式会社及びMS & A Dインターリスク総研株式会社の計４社・福岡県久留米市の官民連携により、衛星データと浸水深データ（洪水時に地面から水面までの水の深さを示すデータ）を融合解析し、遠隔からの浸水状況把握技術の確立を目指す実証実験です。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

資金調達の方法については、銀行借入れ、公募増資、株主割当増資等を含め比較検討し、第三者割当による本株式の発行を行うことが最適であると判断しております。銀行借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、銀行借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。公募増資による株式の発行では、市場環境や当社の状況によっては、必要額の調達が実現できるかどうか不透明であるうえ、一般的に株式を発行するまでの準備期間が長く、実施時期についても機動性に欠けること、株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であること、また、新株予約権の発行では、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があることから、本第三者割当に基づく資金調達の方法により、必要な資金を確実に調達することで事業の成長及び企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するとの判断に至り、本第三者割当に基づく資金調達の実施を決議いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

スカパーJ S A T	当社普通株式	4,500,000株
ミツウロコグループホールディングス	当社普通株式	1,400,000株
三井住友海上火災保険	当社普通株式	1,400,000株

e. 株券等の保有方針

① スカパーJ S A T

スカパーJ S A Tとの間で、本第三者割当により発行される本株式について、継続保有に関する取り決めはありません。当社取締役が、スカパーJ S A Tの取締役から、スカパーJ S A Tは本株式を中長期に保有する方針であると伺っております。

なお、当社は、スカパーJ S A Tより、本第三者割当の払込みから２年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② ミツウロコグループホールディングス

ミツウロコグループホールディングスとの間で、本第三者割当により発行される本株式について、継続保有に関する取り決めはありません。ミツウロコグループホールディングスの本株式についての保有方針は純投資であるとしており、中長期的に保有することを確約はしていただけなかったものの、上記で述べた新しいビジネスモデルやサービス提供の取り組みが中長期的なものであることは同社との間での共通の理解であることを当社取締役及びミツウロコグループホールディングスの取締役間で確認しており、中長期で保有していただける可能性もあるものと考えております。

なお、当社は、ミツウロコグループホールディングスより、本第三者割当の払込みから２年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を東証に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

③ 三井住友海上火災保険

三井住友海上火災保険との間で、本第三者割当により発行される本株式について、継続保有に関する取り決めはありません。衛星データを活用した保険事業の高度化や、新たな商品・サービスの共同開発の取り組みが中長期的なものであることは同社との間での共通の理解であることを当社取締役と三井住友火災海上保険の執行役員間で確認しており、中長期で保有していただける可能性もあるものと考えております。

なお、当社は、三井住友海上火災保険より、本第三者割当の払込みから2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を東証に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

① スカパーJ S A T

スカパーJ S A Tが公表した2025年3月期決算公告によれば、貸借対照表における現金及び預金残高は、2025年3月31日時点で35,926百万円となっており、当社取締役がスカパーJ S A Tの取締役ヒアリングを行い、同社が直近においても同程度の水準の現金及び預金残高を保有していることを口頭で確認したことから、今回の新株発行に必要な払込金額を十分に保有しているものと判断しております。

② ミツウロコグループホールディングス

ミツウロコグループホールディングスが2025年11月12日に提出した半期報告書によれば、ミツウロコグループホールディングス連結財務諸表における現金及び預金残高は、2025年9月30日時点で38,160百万円となっており、当社取締役が、ミツウロコグループホールディングスの取締役ヒアリングを行い、同社が直近においても同程度の水準の現金及び預金残高を保有していることを口頭で確認したことから、今回の新株発行に必要な払込金額を十分に保有しているものと判断しております。

③ 三井住友海上火災保険

三井住友海上火災保険が2025年12月19日に提出した半期報告書によれば、財務諸表における現金及び預金残高は、2025年9月30日時点で1,071,850百万円となっており、当社取締役が、三井住友海上火災保険の執行役員ヒアリングを行い、同社が直近においても同程度の水準の現金及び預金残高を保有していることを口頭で確認したことから、今回の新株発行に必要な払込金額を十分に保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

① スカパーJ S A T

スカパーJ S A Tは、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社スカパーJ S A Tホールディングス（以下「スカパーJ S A Tホールディングス」といいます。）の完全子会社です。スカパーJ S A Tホールディングスが東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年6月24日）において「当社は「スカパーJ S A Tグループ役職員行動規範」において反社会的勢力との関係断絶を謳っており、当社グループの全役職員はこの遵守に努めております。」旨記載しております。さらに当社は、当社取締役とスカパーJ S A Tの取締役との間で2025年6月に行われた面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。以上により、当社は、スカパーJ S A Tが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しております。

② ミツウロコグループホールディングス

ミツウロコグループホールディングスは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、ミツウロコグループホールディングスが東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年6月17日）において「反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を排除する。また、反社会的勢力による不当要求は強くこれを拒絶する。」旨記載しております。さらに当社は、当社取締役とミツウロコグループホールディングスの取締役との間で2025年8月に行われた面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。

③ 三井住友海上火災保険

三井住友海上火災保険は、東京証券取引所プライム市場に上場しているMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下「MS & AD」といいます。）の完全子会社です。当社は、MS & ADが東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年11月21日）において「当社は、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役職員に徹底します。」と記載しております。さらに当社は、当社取締役と三井住友海上火災保険の執行役員との間で2025年10月に行われた面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその経営陣が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。以上によ

り、当社は、三井住友海上火災保険が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価額につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間における各取引日の東証における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値（1円未満の端数切り上げ）としています。当該取締役会決議日の直前1ヶ月間における各取引日の東京証券取引所における売買高加重平均価格の単純平均値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると考えつつも、当該期間における当社株式の値動きを踏まえ、特定の一時点を基準とするよりも、当社を取り巻く事業環境、業績動向、財務状況及び足元の株価等を総合的に勘案し、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、割当予定先とも十分に協議の上、本第三者割当に係る本株式の発行価額を決定しました。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本株式の払込金額は当該指針を勘案したものであり、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

さらに、当社監査等委員会からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行される本株式の数は7,300,000株（総議決権数73,000個）であり、当社の発行済株式総数48,411,000株（2026年2月28日現在）に対して15.08%、総議決権数481,283個（2025年12月1日現在）に対して15.17%の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当に基づく資金調達は、自己資本拡充と有利子負債水準の抑制を通じた財務戦略の柔軟性の更なる確保を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
スカパーJ S A T株式会社	東京都港区赤坂1丁目8-1	2,857,000	5.94	7,357,000	13.27
大西 俊輔	福岡県福岡市中央区	4,000,000	8.31	4,000,000	7.22
八坂 哲雄	福岡県福岡市東区	2,063,400	4.29	2,063,400	3.72
市来 敏光	福岡県福岡市中央区	2,000,000	4.16	2,000,000	3.61
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,966,900	4.09	1,966,900	3.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,746,400	3.63	1,746,400	3.15
株式会社ミツウロコグループホールディングス	東京都中央区京橋3丁目1番1号	—	—	1,400,000	2.53
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	—	—	1,400,000	2.53
日本工営株式会社	東京都千代田区麴町5丁目4	1,142,900	2.37	1,142,900	2.06
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED 常任代理人 パークレイズ証券株式会社	1 CHATCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	1,138,866	2.37	1,138,866	2.05
計	—	16,915,466	35.15	24,215,466	43.69

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年12月1日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2025年12月1日現在の所有議決権数に、本株式の発行により増加する議決権数（73,000個）を加えた数で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご覧ください。

なお、当社は2025年12月1日にQ P S研究所の単独株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、Q P S研究所は金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を全て満たしている適格株式移転完全子会社であります。本有価証券届出書は、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第3項及び第9条の4第4項並びに企業内容等開示ガイドラインB5-27（継続開示の特例）及びB5-28（適格完全子会社の特例）により、適格株式移転完全子会社であるQ P S研究所が継続して有価証券報告書を提出していたことを準用し、継続開示の特例を適用して、参照方式により提出するものです。参照書類は当社及び適格株式移転完全子会社であるQ P S研究所が提出したものです。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

(1) 当社による提出

該当事項はありません。

(2) 適格株式移転子会社であるQ P S研究所による提出

事業年度 第20期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日） 2025年8月27日に関東財務局長に提出

2【半期報告書】

(1) 当社による提出

該当事項はありません。

(2) 適格株式移転子会社であるQ P S研究所による提出

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

(1) 当社による提出

該当事項はありません。

(2) 適格株式移転子会社であるQ P S研究所による提出

1(2)の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を2025年8月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

当社は、2025年12月1日のQ P S研究所の単独株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、有価証券報告書は作成しておりませんので、有価証券報告書に記載された事業等のリスク及び将来に関する事項はありません。

上記に掲げた参照書類としての適格株式移転子会社であるQ P S研究所によって提出された有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年3月6日）までの間において変更すべき事項が生じております。以下に記載の「(1) 事業環境に関するリスク」については当該変更箇所を_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年3月6日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年3月6日）現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

(中略)

④ 法規制等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高

当社の主要な事業活動の前提となる事項について、当社の子会社であるQ P S研究所は無線局（人工衛星局及び地球局）に対する総務大臣の免許（電波法第4条）、衛星リモートセンシング装置に対する内閣総理大臣による使用の許可（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「リモセン法」という。）第4条第1項）及び人工衛星に対する内閣総理大臣による管理の許可（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「宇宙活動法」という。）第20条）を取得しております。

電波法第13条に基づき、無線局（人工衛星局及び地球局）に対する免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定められており、再免許を受けることも可能となっています。電波法第5条に定める欠格事由（外国の法人又は団体、等）に該当する場合には、免許が与えられません。また、同第76条に定める取消事由に該当する場合等には、総務大臣は無線局の運用の停止や免許の取り消しができます。Q P S研究所は外国籍の者を代表者とせず、当社の100%子会社であり外国人株主の議決権は三分の一未満であるため、電波法第5条の欠格事由には該当いたしません。また、通常は無線局の運用を行う上において、同第76条の取消事由に該当する要因は無いと考えます。

リモセン法に有効期限その他の期限はございませんが、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、同第15条第2項に基づき終了措置を講じ、遅滞なくその措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければなりません。また、通常は無線局の運用を行う上において、同第17条の取消事由に該当する要因は無いと考えます。

宇宙活動法に有効期限その他の期限はございませんが、人工衛星の管理を終了するときは、宇宙活動法第28条第1項に基づきあらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、終了措置を講じなければなりません。また通常は無線局の運用を行う上において、同第30条の取消事由に該当する要因は無いと考えます。

その他法規制として国内においては、人工衛星の製造・輸出に関する法規制として、関税法、外国為替及び外国貿易法、及び輸出管理令、衛星通信に関する法規制として、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（ITU）、及びその他法規制として、知的財産関連法（知的財産基本法、特許法、著作権法、不正競争防止法等）、製造物責任法、民法等の法的規制の適用を受けております。これらの法令等に違反した場合や社会的要請に反した行動等により法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁・事業停止命令等を受けた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外における衛星の打上げ、運用及び商業利用に対して適用される現行の制度を変更するような法令等が新たに制定されたり、当社の事業に不利益となる改正等が行われたりした場合には、事業運営上の制約が生じる可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクへの対策として、当社はリスク・コンプライアンス規程を制定し当社役職員に対し規程の遵守を求めるとともに、リスク・コンプライアンス統括責任者を任命し、同責任者を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して定期的に開催することとしております。また、コンプライアンスを社内に定着させていくために、「コンプライアンスマニュアル」を定めるとともに、取締役及び使用人への教育、研修等を行っており、当社の事業活動又は取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談できる窓口を社内及び社外に設置し、適切に運用しております。しかしながら、このような法令遵守の体制及び対策を取ったとしても、法令違反の可能性を完全に排除できないリスクや国内外における新たな法令等の制定や改正に関する情報の入手が遅れる等、適切な対応が行えず、事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 為替相場のリスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が衛星製造のために調達する部材・デバイスを海外から輸入する場合や衛星を打ち上げるために海外のロケットを利用する場合には、主に米ドル建てにより資金決済を行っておりますが、特に円安基調に推移した場合には仕入コストが増加する可能性があります。当社では、為替予約の実施によりリスクヘッジに取り組んでおりますが、急激な為替変動があった場合には、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤の全文削除及び⑥の番号変更

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

(1) 当社の参照書類

株式会社Q P Sホールディングス 本店
（福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(2) 適格株式移転子会社であるQ P S研究所の参照書類

株式会社Q P S研究所 本店
（福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。